

## 第2回国立市指定管理者選定委員会 議事要旨（記録）

開催日時	令和2(2020)年8月24日 月曜日 18:00~19:15
開催場所	国立市役所本庁舎1階 東臨時事務室
出席委員 (順不同)	竹内光博 委員長、宮崎宏一 副委員長、 山重慎二 委員、河合敬則 委員、田中晴久 委員、市岡一彦 委員、 秦和壽 委員、大川潤一 委員、松葉篤 委員、黒澤重徳 委員、 門倉俊明 委員、橋本祐幸 委員
欠席委員	なし
説明員	馬場 高齢者支援課長、長野 高齢者支援課高齢者支援係長 社会福祉法人 弥生会 理事ほか1名
市当局 (事務局)	藁島 政策経営課長、山本 政策経営課課長補佐、 餅 政策経営課政策経営係主事
傍聴者	非公開
議 事	1 本日の進め方について 2 くにたち北高齢者在宅サービスセンターについて 3 指定管理者の候補者の審査 4 その他
配布資料	別紙参照

## 1 本日の進め方について

- 事務局より第2回指定管理者選定委員会の進め方について以下のとおり説明があり、確認された。

まず、くにたち北高齢者在宅サービスセンターの指定管理者応募者である社会福祉法人 弥生会より、指定申請書や事業計画書に基づき事業内容や展望について説明をしてもらい、その後、委員からの弥生会に対するヒアリングを実施する。

続いて、今回の審査に先立ち、くにたち北高齢者在宅サービスセンターの担当課である高齢者支援課が、第1回指定管理者選定委員会で決定した選定基準を用いて事前評価を実施しているため、評価理由について説明をもらい、その後、委員から高齢者支援課に対するヒアリングを実施する。

申請書、事業計画書、担当課事前評価、ヒアリング内容を総合的に判断した上で、指定管理者選定委員会として、選定基準に対する評価を実施し、指定管理者の候補者とするか否かを決定する。

## 2 くにとち北高齢者在宅サービスセンターについて

- 弥生会から自己紹介が行われた。
- 弥生会の法人概要、及びくにたち北高齢者在宅サービスセンターの事業計画等について、弥生会から、事前配布資料No.2-2「くにたち北高齢者在宅サービスセンター事業計画書」及びNo.2-10「社会福祉法人 弥生会 法人概要」に基づき説明があった。
- 説明後、委員より以下の質疑、意見等があった。

### 【委員】

- 資金収支計算書の支出の科目、退職給付支出について、予算額に比して決算額が大幅に伸びているが、これは退職者数が増えたということか。

### 【説明員】

- 退職者が増えたということではなく、予算上は毎年の積立金のみを計上していたが、令和元年度は、長年勤務していた職員が退職したことに伴い、退職金の支払いが実際にあったため、決算額が大きくなっている。

### 【委員】

- 弥生会の法人事項に関して、特別養護老人ホームの運営において、利用者が長期入院となった場合、その方の扱いはどうなるのか。

### 【説明員】

- 対象者が入院する際は、入院先から診療計画が示されるので、それに示されている入院期間が3か月程度であるならば、居室を維持しておく。しかしながら、半年以上の期間となる場合は、いったん居室は待機者に明け渡し、入院者が退院されるタイミングで、空いた別の居室に戻っていただくこととなる。よって、いったん入

院してしまうと、戻ることができないということではない。

**【委員】**

- 第三者評価結果報告書のなかで、さらなる受け入れ推進にむけた人員の確保について、さらなる改善が望まれるとされている。これは、施設の収容能力はあるが職員が不足しているため、需要に応えられていないということか。

**【説明員】**

- 本調査が実施された時期は、ちょうど常勤職員が足りておらず、派遣職員を雇用して事業運営していた時期となる。そのため、業務分担が機能的になっておらず、事業所として能力が十分発揮されていなかった。現在は正職員を雇用し、状況は改善されている。

なお、施設の定員は30名程度であるが、現在のところ23名程度の利用者となっているので、さらに利用者を受け入れられるよう体制を整えていきたい。

**【委員】**

- 事業活動計算書の減価償却費について、くにたち北高齢者在宅サービスセンターの指定管理業務においては、指定管理者が所有する固定資産はないと思っていたが、対象は何か。

**【説明員】**

- デイサービスの利用者送迎に使用している車が3台、指定管理業務外の配食サービス事業で使用している車が2台、そして、弥生会にて改めたチェアバス（機械浴設備）である。この事業活動計算書は拠点区分での計算書となるため、これらの費用が発生している。

- 続いて、第1回の指定管理者選定委員会にて意見のあった、くにたち北高齢者在宅サービスセンターの事業決算において、次年度繰越金が出たとしても、指定管理料を支払う必要があるということの合理性について、高齢者支援課長より説明があった。

**【説明員】**

- 平成30年度及び令和元年度の決算においては確かに次年度繰越金が発生しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、通所介護の事業収支が悪化し、事業収入が不安定な状況が続いている。また、介護保険制度の報酬改定が令和3年4月に予定されており、事業収入が過年度どおりになるかどうかは不明である。よって、今後は次年度繰越金が発生する可能性については低いのではないと考えている。

**【委員】**

- 今の担当課からの回答について意見する前に、本指定管理者選定委員会は、指定管理料の額について検討対象としていいのか。

**【事務局】**

- 指定管理料の具体的な算定については市当局での判断となるが、選定審査する過程で、管理運営の効率性という観点からご意見をいただくことはできる。

**【委員】**

- 先ほど担当課の説明は、特殊な状況下における説明と思うが、通常時における場合についてはどうなのか。

**【説明員】**

- 現在の介護保険報酬の水準が維持されるのであれば、繰越金が発生するような状況となり、指定管理料も不要となるかと思う。しかしながら、くにたち北高齢者在宅サービスセンターの施設維持のための費用についても、介護保険事業収入で支出していくことに不安がないわけではない。

**【委員】**

- 第1回の指定管理者選定委員会において配布された「くにたち北高齢者在宅サービスセンター指定管理仕様書」においては、指定管理料の算定の考え方について、『指定管理料 = 施設管理運営経費 - 施設運営収入』という計算式が明記されていた。今後はこの計算式のもと、指定管理事業収支に赤字が出ているか否かで指定管理料の算定を見直してほしい。

**【委員】**

- この点については、議事進行の都合上、再度担当課で検討のうえ回答する形为宜か。

**【委員】**

- それで構わない。

**【委員】**

- 資料No.3「くにたち北高齢者在宅サービスセンター収支計画書」の予算収入と、資料No.9「社会福祉法人 弥生会 令和2年度 収支予算書・事業計画書」に記載のある予算収入に開きがあるのはなぜか。

**【説明員】**

- 本資料はともに弥生会が作成したものであるので、弥生会に確認のうえ回答する。

- 続いて、高齢者支援課長より、資料No.104「くにたち北高齢者在宅サービスセンターに関する担当課評価」に基づき、くにたち北高齢者在宅サービスセンターの担当課による事前評価の内容について説明があった。

- 説明後、委員より以下の質疑、意見等があった。

**【委員】**

- 「適正な職員の配置は可能か」との観点に対し、「研修及び資格取得助成により職員の育成・定着に努めている」との評価理由をあげているが、現場職員の定着率について実際に調べているのか。本業界の第一線の職員の方々は、給与水準の低さや、業務の困難さ等が原因で、なかなか定着していないと聞いているが。

**【説明員】**

- 介護事業従事者の定着率が他の業界から比べると良くないことは認識している。また、給与水準についても、介護保険報酬の水準が高いとは言えないため、決して

良い状況にはないと認識している。よって、不景気の状況下では職員の離職率は低い、景気が回復すると転職が増え、介護事業業界の内外で人材の取り合いとなってしまう状況にあると認識している。やりがい等の観点から職員が定着するよう、弥生会も工夫されているが、給与の面で苦勞されていると認識している。

**【委員】**

- 「事故防止及び事故発生時の対策」との観点に関して、実際に事故が発生した際はどのような対応がなされるのか。

**【説明員】**

- 実際に事故が起きた際は、事故報告書の提出を義務付けている。事故対象者が負傷等により医療機関にて治療を受けた際は必須、そうではない場合でも、事故が重大な場合は提出をお願いしている。

なお、くにたち北高齢者在宅サービスセンターにおける事故発生の報告は、ここ1年間くらいは受けていない。

**【委員】**

- 指定管理料の算定は誰が行い、チェックしているのか。

**【説明員】**

- 指定管理者から見積書を提出いただき、担当課で査定して、財政当局と相談の上、予算計上を行っている。

**【委員】**

- 指定管理料に計上されている経費の執行について、実際に現場に行って実施を確認しているのか。

**【説明員】**

- 実施の都度というわけではないが、くにたち北高齢者在宅サービスセンターへは頻回に訪問しているので、その際に確認を行っている。

**【委員】**

- 管理運営に係る経費の削減について、廃棄コストの削減や電気量の節約の点から経費の低減について努力がみられると評価されているが、余剰金が出ている収支状況ながら指定管理料が支払われている現状からすると、やはり評価の見直しが必要かと思われる。

**【委員】**

- 管理運営に係る経費の削減の項目における「経費の低減について努力がみられるか」との評価の観点は、指定管理料という経費について低減させているかどうかの評価される項目ではないかと思われる。その観点から整理が必要なのではないか。

**【委員】**

- 管理運営に係る経費とは、150万円程度の指定管理料だけではなく、1億円程度の全体の支出予算のことを指していると思われる。よって、指定管理料という観点に特化せず、全体的な視点から評価をするべきと考える。

**【委員】**

- 先ほどの事故報告について、資料No.8「事業報告」のなかに、『事故やヒヤリハット』の件数の報告がなされているが、実際に生じた事故と、ヒヤリハットとは性質を異にするものなので、両者は分けて報告をしていただきたい。

### 3 指定管理者の候補者の審査

- 事務局より、審査の方法について説明
- 委員より、評価項目について多岐にわたっているため、担当課評価に対して疑義があるものについて、選定委員会で合議し、評価の変更又は付帯意見を付してはどうかとの提案があり、確認された。
- 選定基準評価について以下のとおり意見等が出された。

**【委員】**

- 管理運営に係る経費の削減の項目において、「経費の低減について努力がみられるか」との評価の観点で「○」の評価をしているが、これまでの指定管理料の議論を踏まえると、その評価が妥当かどうかは疑問がある。

**【委員】**

- この項目について、指定管理料という経費だけを考慮するのではなく、くにたち北高齢者在宅サービスセンター全体としての経費という観点から考慮するのが妥当なのではないか。

**【委員】**

- 各委員の意見を踏まえ、この項目については、指定管理料という経費のみならず、施設全体において経済的に合理的な運営がなされているかという観点で判断することとし、担当課の評価のとおりに「○」としたいがそれでよいか。

**【委員】**

- それで構わない。

- 付帯意見をつける項目は見受けられたものの、各種評価を総合的に判断し、くにたち北高齢者在宅サービスセンターについては、社会福祉法人弥生会を指定管理候補者とすることで集約を行った。

### 4 その他

- 事務局より、次回第3回の指定管理者選定委員会の日程について説明があった。

## **配布資料一覧**

- ・ 次第【当日配布】
- ・ くにたち北高齢者在宅サービスセンターに関する担当課評価【当日配布】
- ・ 第1回指定管理者選定委員会 議事要旨（記録）【当日配布】
- ・ 公の施設の指定管理者の選定について(答申)【当日配布】
  
- ・ くにたち北高齢者在宅サービスセンター指定管理者候補者選定基準
- ・ 指定管理者候補者の選定方法について
- ・ 公の施設の指定管理者の候補者の選定審査について(報告)【構成案】
  
- ・ 国立市指定管理者指定申請書（くにたち北高齢者在宅サービスセンター）
- ・ くにたち北高齢者在宅サービスセンター事業計画書
- ・ くにたち北高齢者在宅サービスセンター収支計画書
- ・ 社会福祉法人弥生会 令和元年度 資金収支計算書・事業活動計算書
- ・ 社会福祉法人弥生会 令和元年度 貸借対照表・財産目録
- ・ 社会福祉法人弥生会 令和元年度末残高証明書の写し
- ・ 社会福祉法人弥生会 令和元年度 事業報告
- ・ 社会福祉法人弥生会 令和2年度 収支予算書・事業計画書
- ・ 社会福祉法人弥生会 法人概要
- ・ 社会福祉法人弥生会 定款・履歴事項全部証明書
- ・ 申請資格に関する申立書
- ・ 国税及び地方税に関する申立書